

# 公職の候補者等の場合

(第四号様式の二の二) 規則第三条の二関係  
その二

選挙人名簿抄本閲覧申出書 (政治活動)

閲覧希望日の5日前までに提出する

年 月 日

飯田市選挙管理委員会委員長

申出者 氏 名

公職の候補者等の氏名、住所及び連絡の取りやすい電話番号を記載する

㊟

住 所

電話番号

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動 (選挙運動を含む。) をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動 (選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること) ↳ 飯田市議会議員選挙のため、今後の政治活動のため など
3 閲覧者の氏名及び住所	〇〇〇〇 飯田市〇〇 5344 番地 ◇◇◇◇ 飯田市△△ 661 番地
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること) ↳ 名簿は鍵の掛かる保管庫で保管し、個人情報外部に漏えいしないよう注意を払い、終了後は直ちに名簿を裁断処理する など
5 閲覧対象者の範囲	飯田市全域 又は 第〇〇投票区 又は ◆◆地区 など
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。) ↳ 指定する場合…市議会議員◇◇◇◇が上記閲覧者を指定する 上記閲覧者は〇〇〇の構成員である など
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) ↳ 飯田市議会議員一般選挙 など
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第 28 条の 2 第 4 項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない ↳ 「する」の場合は、この届出のほか候補者閲覧事項取扱者に関する申出書(その三)が必要です
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第 28 条の 2 第 7 項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
11 閲覧希望日	年 月 日 ( ) ← 届出日から5日以降
備 考	(添付書類について記載すること。規則第 3 条の 2 第 2 項ただし書の規定により同項第 2 号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者 (少なくとも 1 人) の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。) ↳ 公職の候補者等の場合は、この申出書の他に公職の候補者となろうとする者であることを示す資料が必要です。(現職は省略可能) ↳ 閲覧者は官公署が発行する写真が貼付された身分証明書又は当該身分証明書に代えることができる書類を提示してください。

(備考) 1 この様式は、法第 28 条の 2 第 1 項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動 (選挙運動を含む。) のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。  
2 上記の欄 8 及び 10 中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。